

国 都 計 第 5 7 号
令和 5 年 7 月 1 1 日

各都道府県知事
各指定都市の長 殿

国土交通省都市局長
(公 印 省 略)

都市計画運用指針の改正について

今般、社会資本整備審議会都市計画基本問題小委員会 中間とりまとめ(令和5年4月14日)において、多様な価値観や社会の変化を包摂するまちづくりに向けて、取り組むべき施策の背景・現状や今後の対応の方向性が示されたところであり、まちづくり GX、多様な暮らし方・働き方に応じた実効性のあるコンパクト・プラス・ネットワークの取組の推進、広域・施策横断的な都市計画の取組等が求められている。

また、令和4年6月にデジタル臨時行政調査会が策定した「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」において、「往訪閲覧・縦覧」等の各種アナログ規制に係る運用等を見直すこととされている。

このような状況等を踏まえ、「都市計画運用指針(平成12年12月28日付け建設省都計発第92号建設省都市局長通知)」の一部を下記のとおり改正したので通知する。

なお、都市計画運用指針は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4の規定に基づき行う技術的な助言の性格を有するものであり、各地方公共団体におかれては、引き続き、今後の都市計画制度の運用に当たって、参考としていただきたい。

都道府県におかれては、貴管内市町村(指定都市を除く。)に対して、本通知を周知いただくようお願いする。

なお、改正後の指針(別添様式含む)については、国土交通省のホームページに掲載されているので、適宜ご活用いただきたい。

記

- ・都市計画運用指針を別添のとおり改正する。

以上